

有料道路割引制度について

手続きは
お済みですか？

平成15年12月1日から割引制度が改正され、「有料道路割引証」による通行は平成16年5月31日で終了となります。引き続き割引制度を利用するには、身体障害者手帳又は療育手帳に割引の有効期間等を記載する必要がありますので、下記のものを持参の上、役場町民課福祉住民係窓口で手続きを行ってください。なお、昨年12月以降に手続きのお済みの方（手帳に有効期間等が記載済み）は必要ありません。

新しい障害者相談員が委嘱されました

北海道は、障害のある方やその家族からの相談に応じたり、関係機関との協力連携により必要な指導などを行う障害者相談員を各市町村に設置しています。

ETCを利用しない場合	
①身体障害者手帳又は療育手帳	
②登録を希望される自動車の自動車検査証 (車検証)	
③運転免許証 (障害者ご本人が運転される場合のみ)	
④お持ちの割引証 (※必要がなくなりますので返納してください。)	
ETCを利用の場合	
①身体障害者手帳又は療育手帳	
②登録を希望される自動車の自動車検査証 (車検証)	
③運転免許証 (障害者ご本人が運転される場合のみ)	
④お持ちの割引証 (※必要がなくなりますので返納してください。)	
⑤ETCカード (※原則として障害者本人名義のものに限ります。)	
⑥登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」	

*ETCとは? 車両に接続した車載器の無線通信により料金情報をやりとりされ、料金所で現金払いを行なわず、ノンストップで通過することができるシステムです。

についてのお知らせ

要件に該当する方は、医療給付を受けられます。

事業名	乳幼児医療給付事業	老人医療給付特別対策事業				
対象者	6歳未満児 (6歳に達する日の属する月の末日まで)	65歳以上70歳未満の老人で、次の要件に該当する方 ・ひとり暮らし老人（ひとり暮らし期間が6ヶ月以上） ・老人夫婦世帯（一方の配偶者が60歳以上） ・老人と児童の世帯（児童は18歳未満）				
入・通院の別	入院：6歳未満児 通院：3歳未満児	入院・通院				
所得制限	あり	あり				
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 初診時一部負担金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医科</td> <td>歯科</td> </tr> <tr> <td>580円</td> <td>510円</td> </tr> </table> 指定訪問看護の基本利用料 入院時食事療養費の標準負担額 	医科	歯科	580円	510円	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法規定に準じた一部負担金 一定以上所得者…医療費の2割 上記以外所得者…医療費の1割 老人訪問看護の基本利用料相当額 一定以上所得者…医療費の2割 上記以外所得者…医療費の1割 入院時食事療養費の標準負担額
医科	歯科					
580円	510円					

●なお、次のとおり各助成制度の改正を平成16年10月（老人医療は8月）から行なうことが検討されています。

事業名	現行どおり	現行どおり
対象者	現行どおり	毎年1歳ずつ段階的引上げにより廃止（平成20年3月末廃止）
入・通院の別	入院・通院ともに就学前まで	現行どおり
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児…現行どおり 上記以外…医療費の1割 	現行どおり